



商工びほろ

第213号

発行所
美幌商工会議所
美幌町仲町1丁目44
TEL(☎)73-5251・FAX73-5253
E-mail info@bihorocci.jp

令和2年度事業計画決まる

去る3月27日、経済センターにおいて第101回通常議員総会を開催し、令和2年度事業計画(案)・収支予算(案)について審議し、満場一致で承認されました。

事業計画細目

1・政策提言・要望活動の強化

- (1) 国・政党・その他関係機関に対する建議等活動
- (2) 道・道議会・町・町議会との関係機関に対する建議等活動
- (3) 日本商工会議所・北海道商工会議所連合会・北海道商工会議所連絡協議会等に対する建議等活動
- (4) 第100回北海道商工会議所連絡協議会の開催

2・小規模企業振興対策事業の実施

- (1) 町産品愛用及び物品の町内優先購入啓蒙活動の実施
- (2) 地元消費拡大事業に対する支援
- (3) 「美幌町連合商店会」並びに「スマッピーカード」ひろとの連携

3・地域まちづくりの推進と中小企業の振興

- (1) まちづくりに向けての取り組み実施
- (2) 中心市街地活性化事業の推進
- (3) 空き店舗活用事業の支援
- (4) 買物弱者対策「宅配移動便利サービス」利用促進事業の拡大推進
- (5) 個店の活性化と商店街活性化に向けての推進
- (6) 「まちゼミ」への協力
- (7) 中小小売業の活性化への取組み

4・地域開発及び地場産業基盤の整備拡充促進

- (1) 横断自動車道、道東縦貫道路、国道等の交通ネットワークの早期完成の推進
- (2) 女満別空港の利用改善の促進

5・地域経済振興対策の強化

- (1) オートロック地域商工会議所包括連携協定に基づく事業の推進
- (2) 食産業の活性化
- (3) 観光産業の活性化
- (4) 雇用創出、人材の育成・確保
- (5) 地域中小・小規模企業の育成
- (6) 美幌町観光振興の活性化に向けての事業推進
- (7) 美幌町観光まちづくり協議会への事業支援
- (8) ひほろブランド認証制度の事業支援
- (9) 美幌峠のPR活動実施並びにレストハウスの管理運営
- (10) ひほろ夏まつり等イベントの実施
- (11) 地域資源を活用した食産業の事業展開支援
- (12) 中小企業振興に関する各種施策・情報等の提供活動

6・商工会議所運営の強化

- (1) 組織並びに財政基盤の強化
- (2) 会員増強運動の展開
- (3) 自主財源の拡充
- (4) 委員会並びに部会活動の実施
- (5) 官公庁及び各種団体等との懇談会の開催
- (6) 日本商工会議所・北海道商工会議所連合会・道東地区商工会議所との事業連携
- (7) 商工会議所青年部との連携並びに支援
- (8) 会員企業の福利厚生等に関する事業の推進
- (9) 永年勤続従業員表彰の実施
- (10) 各種共済制度の加入促進
- (11) 福利厚生支援サービス事業の実施
- (12) 広報活動の強化
- (13) ホームページ等の充実

7・観光振興委員会

- (1) 2021年4月予定・観光まちづくり会社設立に向けた事業推進
- (2) 美幌町観光振興新戦略ビジョンの推進を目指した美幌町観光まちづくり協議会への企画及び事業支援
- (3) シェアリングエコノミービジネス推進のためのmarketing推進体制
- (4) 民泊事業の推進・二次交通対策の検討
- (5) 地域電力を活用した持続的なまちづくりへの調査・推進
- (6) 遊休施設の再利用に関する検討・実施
- (7) 観光振興に関する美幌町への要請事項の検討と実施

常設委員会別事業計画細目

商工業振興委員会

- (1) TMO計画事業実施への推進
- (2) 美幌町連合商店会事業の支援
- (3) ポイントカード事業に対する支援
- (4) 地元消費拡大への啓蒙活動の推進
- (5) 公共事業の確保と地元企業に対する優先発注促進
- (6) 官公庁との懇談会及び研修会の開催
- (7) 地元関連業界団体との連携協力
- (8) 環境事業等に関する調査研究

総務委員会

- (1) 各種要請事項の検討
- (2) 会員サービスの向上並びに組織強化の実施
- (3) 各種研修会等の開催
- (4) 若手人材育成活動の支援
- (5) 人材確保の支援
- (6) 外国人労働者受入れに関するアンケート調査
- (7) 商工会議所運営に関する情報収集と事業活動のPR実施
- (8) 美幌高等学校支援策の検討及び支援

令和2年度 日本商工会議所簿記検定試験

級	1～3級	1～3級	2～3級
試験日	令和2年6月14日(日)	令和2年11月15日(日)	令和3年2月28日(日)
申込期	令和2年5月14日(木)	令和2年10月15日(木)	令和3年1月28日(木)
受験料	1級 7,850円	2級 4,720円	3級 2,850円

当所では隔週の土曜日を相談日として開所しています。受付時間は午前8時45分から正午まで各種相談に応じています。お気軽にご相談下さい。尚、4月は4日・18日、5月は16日・30日を相談日として開所致しております。(問合せ先 ☎73・5251)

～日本政策金融公庫(国民生活事業)～ 小規模事業者経営改善資金(無担保)のご案内 新型コロナウイルス対策マル経

融資対象

- 最近1年以上上町内で事業を営んでいること
- 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(※宿泊業及び娯楽業を除く)は5人以下)であること
- 商工会議所の「経営指導」を6ヵ月以前から受けていること
- 納期限の到来しているすべての税金を完納していること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の非対象業種等でないこと

※最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少していること

融資額 1,000万円以内

返済期間
運転資金 7年以内 <据置期間3年以内>
設備資金 10年以内 <据置期間4年以内>

利率(年利%) 0.31%(当初3年間)→4年目～1.21%(3月10日現在)

必要書類

- 新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少の申告書
- 決算書(控)・確定申告書(控)
- 納税を証明できる書類(所得税・法人税・事業税・道町民税)
- 履歴事項全部証明書(法人の場合)
- 見積書(設備資金の場合)
- 営業確認書類(請求書・領収書など)

その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願う事があります。

～日本政策金融公庫(国民生活事業)～ 無利子・無担保融資のご案内 新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

融資額
中小事業 3億円以内(別枠)
国民事業 6,000万円以内

返済期間
運転資金 15年以内 <据置期間5年以内>
設備資金 20年以内 <据置期間5年以内>

利率(年利%) 0.46%(当初3年間:※3月10日現在)→4年目以降は基準金利

必要書類

- 新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少の申告書
- 決算書(控)・確定申告書(控)
- 納税を証明できる書類(所得税・法人税・事業税・道町民税)
- 履歴事項全部証明書(法人の場合)
- 見積書(設備資金の場合)
- 営業確認書類(請求書・領収書など)

その他必要に応じ、上記以外の書類を提示願う事があります。

日本政策金融公庫(国民生活事業) 特別利子補給制度のご案内

適用対象

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る) : 要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記①②を除く事業者) : 売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

利子補給

期間 : 借入後当初3年間

補給対象上限 : 中小事業 1億円
国民事業 3,000万円

令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記要件を満たす場合には本制度の適応が適用可能です。

～指定金融機関からの借入にかかる利子・信用保証料を町が補助します～ 新型コロナウイルス「利子等補給事業補助金」のご案内

対象者

- ・町内に独立した事業所を有する小規模事業者(卸売業・小売業・サービス業は従業員5名以下、製造その他は従業員20名以下)であること
- ・町税の滞納がないこと
- ・美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと

主な要件

- ・新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け令和2年2月18日以降
- ①直近1か月の売上が前年同期比5%以上減少した
- ②今後2か月を含む3か月間の売上見込み平均が前年同期比5%以上減少することが見込まれる
- ・上記のいずれにも該当し、指定金融機関から借入れた新たな運転資金であること(創業1年未満は上記と同等の客観的な資料を提出すること)
- ・借換えではないこと
- ・手形又は証書による貸付であること
- ※手形貸付については、新型コロナウイルスに対応した保証制度を利用したものに限定
- ・令和2年2月18日～令和2年12月29日に融資が実行され、指定金融機関又は美幌商工会議所を通じて町に報告のあったもの

補助の内容

上記の要件を満たした借入に対し、融資を受けた日から最長5年、償還利子と信用保証料の合計が1事業者につき累計で20万円(補助金累計限度額)に達するまでの期間

指 定 金 庫 関 連

北洋銀行美幌支店、網走信用金庫美幌支店・稲美支店、北見信用金庫美幌支店
日本政策金融公庫北見支店 (TEL0157-24-4115)

<新型コロナウイルスに関する経営相談窓口>
北洋銀行美幌支店(TEL73-3194) 北見信用金庫美幌支店(TEL73-1311)
網走信用金庫美幌支店(TEL73-2161)・稲美支店(TEL72-1200)
美幌商工会議所(TEL73-5251)
美幌町経済部商工観光グループ商工労政担当 TEL73-1111 内線292